

R 2 営繕 小松島高等学校 小・日開野 防球ネット改修工事

図面番号	図 面 名
A-01	特記仕様書 1
A-02	特記仕様書 2
A-03	付近見取図・全体配置図
A-04	配置図
A-05	展開図
A-06	詳細図

課 長	副 課 長	課長補佐	主 査	係 長	課 員	担 当

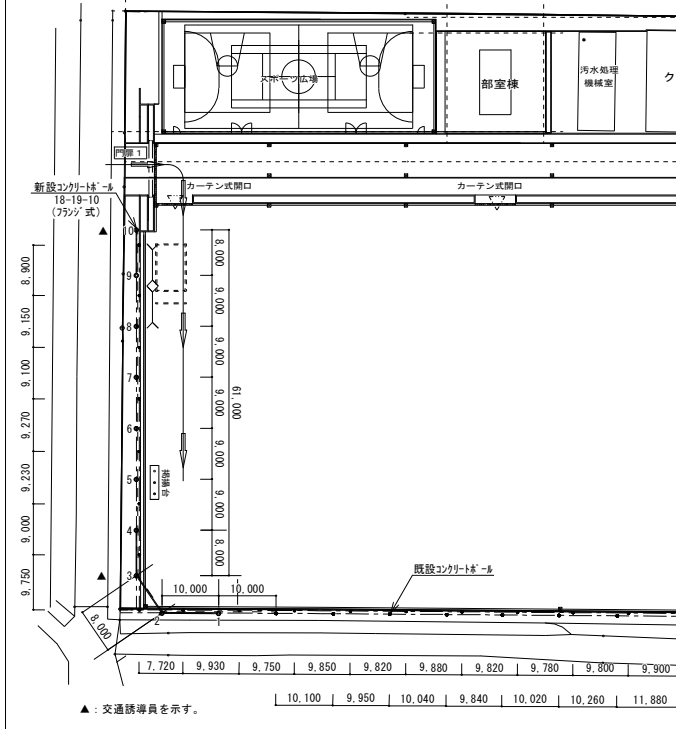
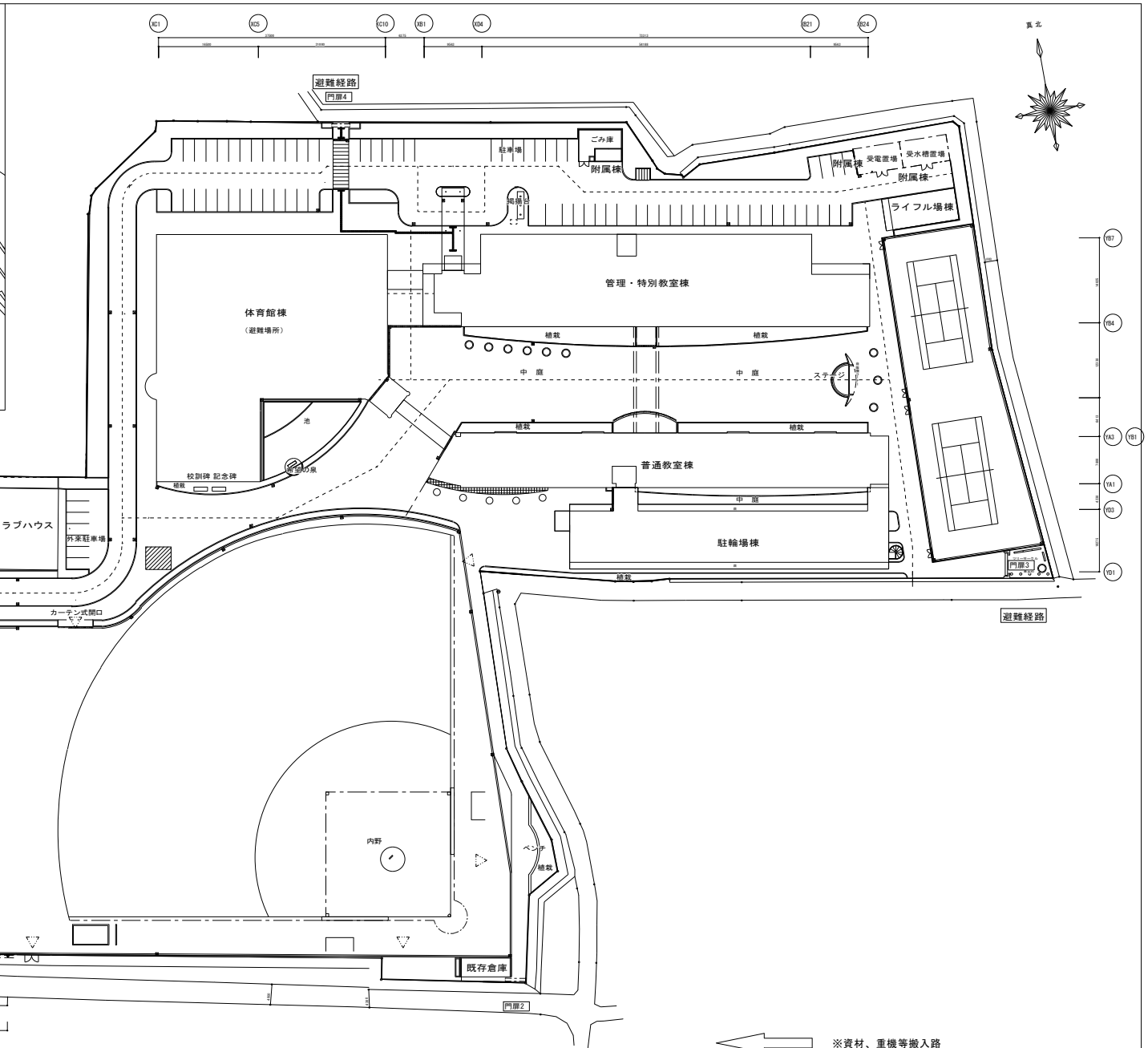
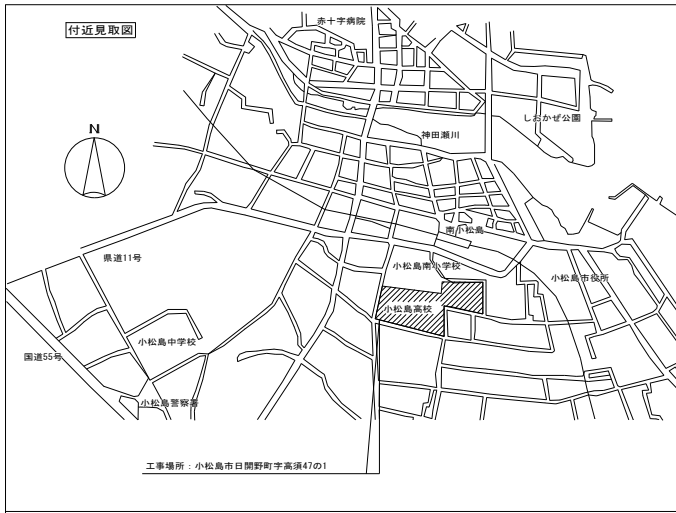
I. 工事概要

1. 工事名称	R2営繕 小松島高等学校 小・日開野 防球ネット改修工事
2. 工事場所	徳島県小松島町日開野町高須
3. 工事種目	工事内容：既設H＝1.0mの防球ネットをH＝1.5mの防球ネットに改修する。 構造規模：H=14.9m、L=89.0m
4. 工事区分	防球ネット工事一式
5. 工期	工事完成期間は令和 3年 2月 26日とする。

II. 建築工事仕様書

章 項 目	特 記 事 項	章 項 目	特 記 事 項																														
1 章 一般共通事項	<p>1. 適用規等</p> <p>◎図面及び特記仕様に記載されていない事項は、すべて建設(国土交通省)大臣官庁審判部監修の下記による。</p> <p>①公共建築工事標準仕様書(建築工事編)平成31年版(以下「様式」という。)</p> <p>②敷地調査仕様書(令和元年版)</p> <p>③建築工事標準詳細編(平成28年版)</p> <p>④公共建築工事標準仕様書(電気設備工事編)(平成31年版)</p> <p>⑤公共建築工事標準仕様書(機械設備工事編)(平成31年版)</p> <p>⑥木造建築工事標準仕様書(平成31年版)</p> <p>◎本工事のうち電気工事について、下請業者を使用する場合は、工事の施工に十分な能力と経験を有したものを選定すること。</p> <p>◎設計図書優先順位は、次の順とする。</p> <p>(1) 質問図書書(2)から(5)に対するもの</p> <p>(2) 補足図書書</p> <p>(3) 特記仕様書</p> <p>(4) 図面</p> <p>(5) 公共建築工事標準仕様書 平成31年版 等</p> <p>◎施工条件は次のとおり。</p> <p>・工事のため使用する道路部分の許可等の関係官公署への届出手続等は本工事に含まれる。</p> <p>・本工事の着工は、令和2年12月1日以降とする。</p> <p>◎本工事で使用する建設機械は、「低騒音型・低振動型建設機械の指定に関する規定(国土交通省告示 平成13年4月9日改正)」に基づき指定された建設機械を使用するものとする。</p> <p>現場代理人は、施工現場において使用する建設機械の全量及び型式等、同規模に基づき指定された建設機械であることが分かる写真を監督員に提出するものとする。</p> <p>ただし、同規模に記載されていない機種、規格の建設機械により施工する場合はこの限りでない。</p> <p>なお、同規模に基づき指定された建設機械を現場に供給するのが著しく困難な場合は、監督員と協議する。ただし、騒音規制法、徳島県公害防止条例等の関係法令を遵守するものとする。</p> <p>◎本工事に使用する土工機械は、「排出ガス対策型建設機械指定要領(平成13.10.8 建設省経機発第249号最終改正 平成14.4.1 国土総第225号)」に基づき指定された排出ガス対策型建設機械とする。ただし、排出ガス対策型建設機械を使用できない場合は、平成7年度建設技術評価制度公募課題「建設機械の排出ガス浄化装置の開発」、又はこれと同等の開発目標で実施された民間開発建設技術の技術審査証明事業、あるいはこれと同等の開発目標で実施された建設技術審査証明により評価された排出ガス浄化装置を装着することで排出ガス対策型建設機械と同等とみなすが、これにより難い場合は、監督員と協議するものとする。なお、排出ガス対策型建設機械あるいは排出ガス浄化装置を装着した建設機械を使用する場合、現場代理人は施工現場において使用する建設機械の全量及び型式等が分かる写真を監督員に提出するものとする。</p> <p>◎本工事で使用する建設機械(労働安全衛生法により特定自主検査が義務づけられている建設機械)は、1年以内毎に1回特定自主検査を実施済みの機械を使用し、その検査証明書(検査記録表)のコピーを使用工種の施工計画書に添付し提出すること。</p> <p>◎交通誘導警備員については、警備業法に基づき警備員とし、指示する場所に30日間配置すること。</p> <p>・本工事は、警備員等の検査等に関する規則第4条第4号により規定された交通誘導警備業務を行う場所に一般又は一般の検査合格警備員の配置が(義務付けられていない)。</p> <p>・警備員は、延60人(昼60人：うち検査合格警備員0人)を見込んでいる。</p> <p>・警備業法を遵守するとともに、受注者は交通誘導警備員の配置計画書及び合格証明書の写し等資格要件の確認ができる資料を事前に監督員へ提出すること。</p> <p>・配置された検査合格警備員は、業務に従事している間は合格証明書を携帯し、かつ、監督員等の請求があるときは、これを提示すること。</p> <p>・受注者は、発注者が行う交通誘導警備員勤務実績調査の実施に協力しなければならない。また、対象工事の一部について下請負契約を締結する場合は、当該下請負工事の受注者(当該下請負工事の一部に係る二次以降の下請負人を含む。)も同様の義務を負う旨を定めなければならない。</p> <p>・受注者は、「交通誘導警備員勤務実績報告書」を作成し、勤務実績が確認できる資料(勤務伝票の写し)とともに、1月毎に監督員へ(郵送)提出しなければならない。</p> <p>◎受注者は、本工事の一部を下請けに付する場合には、徳島県内に主たる営業所を有するものの中から優先して選定するよう努めなければならない。なお、請負対象額(設計金額)が1億円以上の工事については、徳島県内に主たる営業所を有するもの以外と下請契約する場合に、県内業者を選定しない理由を記した理由書を事前に監督員に提出しなければならない。</p> <p>◎施工に先立ち、実施工程表、工事の総合計画をまとめて総合施工計画書及び個別施工計画書を作成し、監督員に提出すること。</p> <p>◎上記の施工計画書には、「地下埋設物等の近接作業に関する事項」を設けること。</p>	<p>3. 安全衛生管理</p> <p>◎施工前、現寸図、見本等は、監督員の指示により速やかに監督員に提出すること。</p> <p>◎工事関係図及び監督員から指示された事項等については、施工に携わる下請負人にも十分周知徹底すること。</p> <p>◎工事現場における現場代理人、監理技術者、主任技術者の確認のため名刺を着用すること。</p> <p>名刺には現場代理人、監理技術者、主任技術者の別、氏名、会社名、工事名が記載し、顔写真を添付すること。</p> <p>◎工事現場の安全衛生管理については、労働安全衛生法等関係法令等に従って行うこと。</p> <p>◎工事の施工に伴う災害及び公害の防止は、建築基準法、労働安全衛生法、騒音規制法、振動規制法、大気汚染防止法、建設工事公害災害防止対策要綱(平成5年1月12日 建設省建設発第1号)、建設副産物適正処理推進要綱(平成5年1月12日 建設省建設発第3号)その他関係法令に従い適切に処理すること。</p> <p>◎受注者は、工事の施工箇所及びその周辺にある地上地下の既設構造物について工事(仮囲い等仮設材設置を含む)着手までに調査を行い、「支障物件確認書」を監督員に提出し、監督員の確認を受けてから工事着手すること。</p> <p>◎地下埋設物への影響が予想される場所では、施工に先立ち、原則として試掘を行い、当該埋設物の種類、位置(平面・深さ)、規格、構造等を確認しなければならない。</p> <p>◎受注者は、工事箇所及びその周辺にある地上地下の既設構造物に対し、支障を及ぼさないような措置を講ずなければならない。万一、漏れ、漏れを生じた場合は、ただちに監督員に報告するとともに、施設の運営に支障がないよう受注者の都合でその都度補修又は補修すること。</p> <p>◎受注者は、重量が100kg以上のものを資機自動車に積む作業(ロープ掛けの作業及びシート掛けの作業を含む。)又は貨物自動車から卸す作業(ロープ解きの作業及びシート外しの作業を含む。)を行うときは、当該作業を指揮する者を定め、監督員に報告しなければならない。</p> <p>◎受注者は、機械等を資機自動車に積み込む作業又は貨物自動車から卸す作業を行う場合は、当該作業を指揮する者を定め、指揮者の合図により行わなければならない。また、作業状況に応じて、写真等の資料を整備及び保管し、監督員の請求があったときは、直ちに提示しなければならない。</p> <p>◎受注者は、輸送経路等において上空施設への接触事故を防止するため、重機回送時の高さ、移動式クレーンのブームの格納、ダンプトラックの取台の下降し等について、走行前に複数の作業員により確認しなければならない。</p> <p>◎受注者は、移動式クレーンを使用する場合は、上空施設への接触事故防止装置(ブームの格納形態を防止(警報)する装置、ブームの高さを制限する装置等)付きの車両を原則使用しなければならない。なお、令和2年度末までは経過措置期間とするが、この期間においても接触事故防止機能付きの車両を使用するよう努めるものとする。</p> <p>◎休日、夜間に作業を行う時は、事前に「休日・夜間作業届」を監督員に提出すること。</p> <p>◎受注者は、工事用車両による土砂、工事用資材、機械等の輸送を行う場合は、関係機関と打合せを行い、交通安全に関する担当者、輸送経路、輸送期間、輸送方法、輸送担当者、交通指導員の配置、現場、安全施設等の設置場所その他安全輸送上の事項について計画を立て、災害の防止を講ずなければならない。特に、輸送経路にある既設構造物に対しては調査をとりおそれがある場合は、当該物件およびその位置と必要な措置について工事着手前監督員に報告しなければならない。</p> <p>◎受注者は、工事期間中安全巡視を行い、工事区域及びその周辺の監視あるいは連絡を行い安全を確保するとともに工事現場における盗難防止の観点から、資機材の保管状況等についても併せて確認すること。また、監督員から「資機材保管計画書」(自由様式)の提出を求められた場合には、速やかに提出すること。</p> <p>◎工事現場には、工事機を監督員の指示に従って見やすい場所に設けること。</p> <p>◎受注者は、本工事において使用する工事看板・バリケード等については、県産木材を用いた本製品を優先して使用するよう努めなければならない。県産木材を使用した場合、受注者は、工事完了後「木材使用実績報告書」(電子データ)を監督員へ提出しなければならない。</p> <p>◎発生材の処理等は、次により適正に行う。</p> <p>(1) 工事による発生材のうち、文化財保護法に基づく物品及び有価材と判断されるものについては、報告及び引き渡しを要する。</p> <p>(2) 上記以外の発生材は、建設工事に係る資材の再生資源化等に関する法律、資材の有効な利用の促進に関する法律、廃棄物の処理及び清掃に関する法律、建設副産物適正処理推進要綱その他関係法令等に従い処理すること。受注者は、工事で発生する産業廃棄物を保管する場合、または自ら搬送する場合等においては、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条の規定を遵守すること。図面に表示のないものについては、監督員(契約書に規定する監督員をいい、標仕の規定による場合は監督員と読み替える。以下同じ。)に報告し指示を仰ぐこと。</p> <p>(3) 撤去物の種類、規模、構造、撤去方法、養生方法、発生材の処分場を記載する。 <ul style="list-style-type: none"> ・産業廃棄物の種類ごとに下記を指定する。 処分許可業者の会社名、所在地、処分地の所在地、運搬距離、処理単価(税抜き) </p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>種 類</th> <th>事 業 所 名</th> <th>所 在 地</th> <th>運 搬 距 離</th> <th>処分単価(税抜き) (4 t 車)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>コンクリート(無筋)</td> <td>(株)徳島機械センター (有限)徳島市文町西ノ本1-1 (株)徳島機械センター (有)徳島市文町西ノ本1-1 (有限)徳島市文町西ノ本1-1 (有限)徳島市文町西ノ本1-1</td> <td>徳島市文町西ノ本1-1 徳島市文町西ノ本1-1 徳島市文町西ノ本1-1 徳島市文町西ノ本1-1</td> <td>4.2 km</td> <td>820円/t</td> </tr> <tr> <td>コンクリート(有筋)</td> <td>(株)徳島機械センター (有限)徳島市文町西ノ本1-1 (有限)徳島市文町西ノ本1-1</td> <td>徳島市文町西ノ本1-1 徳島市文町西ノ本1-1 徳島市文町西ノ本1-1</td> <td>4.2 km</td> <td>820円/t</td> </tr> <tr> <td>腐 プ ラ</td> <td>財団法人環境整備センター (徳島支店)</td> <td>坂野郡松元町久野町6番の地先 坂野郡松元町久野町6番の地先</td> <td>2.2.1 km</td> <td>22,700円/t</td> </tr> <tr> <td>金 属 (処分)</td> <td>(株)旭金属 ☆優良認定業者</td> <td>徳島市東沖洲1丁目12 徳島市東沖洲1丁目12</td> <td>1.2.1 km</td> <td>0円/t</td> </tr> <tr> <td>木 材</td> <td>(有)徳島県産 ☆優良認定業者</td> <td>徳島市津田海岸町2番00号 徳島市津田海岸町2番00号</td> <td>8.0 km</td> <td>10,000円/t</td> </tr> </tbody> </table>	種 類	事 業 所 名	所 在 地	運 搬 距 離	処分単価(税抜き) (4 t 車)	コンクリート(無筋)	(株)徳島機械センター (有限)徳島市文町西ノ本1-1 (株)徳島機械センター (有)徳島市文町西ノ本1-1 (有限)徳島市文町西ノ本1-1 (有限)徳島市文町西ノ本1-1	徳島市文町西ノ本1-1 徳島市文町西ノ本1-1 徳島市文町西ノ本1-1 徳島市文町西ノ本1-1	4.2 km	820円/t	コンクリート(有筋)	(株)徳島機械センター (有限)徳島市文町西ノ本1-1 (有限)徳島市文町西ノ本1-1	徳島市文町西ノ本1-1 徳島市文町西ノ本1-1 徳島市文町西ノ本1-1	4.2 km	820円/t	腐 プ ラ	財団法人環境整備センター (徳島支店)	坂野郡松元町久野町6番の地先 坂野郡松元町久野町6番の地先	2.2.1 km	22,700円/t	金 属 (処分)	(株)旭金属 ☆優良認定業者	徳島市東沖洲1丁目12 徳島市東沖洲1丁目12	1.2.1 km	0円/t	木 材	(有)徳島県産 ☆優良認定業者	徳島市津田海岸町2番00号 徳島市津田海岸町2番00号	8.0 km	10,000円/t	<p>5. 材料・製品等</p> <p>◎本工事に使用する建築材料等は、設計図書に規定する所要の品質及び性能を有するものとし、JIS又はJASマーク表示のない材料及びその製造業者等は、次の(1)から(3)の事項を満たすものとする。</p> <p>(1) 品質及び性能に関する試験データが整備されていること。</p> <p>(2) 法令等で定める許可、認定又は免許を取得していること。</p> <p>(3) 製造又は施工の実績があり、その信頼性があること。</p> <p>なお、「評価名簿」に記載されているものは、国土交通大臣官庁審判部監修「建築材料等評価名簿(最新版)」記載品を指すものとする。</p> <p>◎受注者は、本工事で使用する建築材料・製品等(以下「建材材」という)の発注の際には、発注前に、「生コンクリート使用承認書」、「材料使用承認書」、「木材使用承認書」を監督員へ提出しなければならない。</p> <p>◎受注者は、工事完了後、請負金額が500万円以上の工事において、「木材使用実績報告書」(電子データ)、「建設資材使用実績報告書」(電子データ)を監督員に提出しなければならない。</p> <p>◎県産木材の使用</p> <p>(1) 受注者は、工事品目及び指定資材で木材を使用する場合並びにコンクリート打設型を使用する場合、原則として県産木材を使用しなければならない。ただし、特段の理由がある場合にはこの限りでない。</p> <p>(2) 「県産木材」とは、「徳島県内の森林で育成した木材」のことであり、「徳島県内の森林で育成した木材」とは次のことである。</p> <p>① 徳島県木材認証制度であり、県内産であることが「産地認証」された木材</p> <p>② ①以外において、徳島県内の森林で育成したことが確認された木材</p> <p>(3) 受注者は、請負金額が500万円以上の工事において、県産木材以外の木材を使用する場合は、県産木材を使用できない理由を記載した書面及び確認資料を事前に監督員に提出し、承諾を得なければならない。</p> <p>(4) 受注者は、県産木材を使用する前に、徳島県木材認証機構から発行される「産地認証」証明書の写しを県内県産材であることを示す書面を監督員へ提出しなければならない。</p> <p>(5) 県内の森林から直接調達するなど、前項により難い場合は木材調達先の産地及び相手の氏名等を記入した書面を監督員へ提出しなければならない。</p> <p>◎公共建築工事標準仕様書に記載されていない特別な材料の仕様・工法は、監督員の承諾を受けて、当該製品の仕様及び指定工法による。</p> <p>◎県内産資材の使用</p> <p>(1) 受注者は、木材以外の建設資材を使用する工事を実施する場合、原則として県内産資材を使用しなければならない。ただし、特段の理由がある場合にはこの限りでない。なお、IT対象工事については、県内産資材を優先して使用するよう努めるものとする。</p> <p>(2) 受注者は、請負金額が500万円以上の工事において、県内産資材以外資材を使用する場合は、県内産資材を使用できない理由を記載した書面及び確認資料を事前に監督員に提出し、承諾を得なければならない。</p> <p>(3) 受注者は、工事完了後、請負金額が500万円以上の工事において、「建設資材使用実績報告書」を監督員に提出しなければならない。</p>
種 類	事 業 所 名	所 在 地	運 搬 距 離	処分単価(税抜き) (4 t 車)																													
コンクリート(無筋)	(株)徳島機械センター (有限)徳島市文町西ノ本1-1 (株)徳島機械センター (有)徳島市文町西ノ本1-1 (有限)徳島市文町西ノ本1-1 (有限)徳島市文町西ノ本1-1	徳島市文町西ノ本1-1 徳島市文町西ノ本1-1 徳島市文町西ノ本1-1 徳島市文町西ノ本1-1	4.2 km	820円/t																													
コンクリート(有筋)	(株)徳島機械センター (有限)徳島市文町西ノ本1-1 (有限)徳島市文町西ノ本1-1	徳島市文町西ノ本1-1 徳島市文町西ノ本1-1 徳島市文町西ノ本1-1	4.2 km	820円/t																													
腐 プ ラ	財団法人環境整備センター (徳島支店)	坂野郡松元町久野町6番の地先 坂野郡松元町久野町6番の地先	2.2.1 km	22,700円/t																													
金 属 (処分)	(株)旭金属 ☆優良認定業者	徳島市東沖洲1丁目12 徳島市東沖洲1丁目12	1.2.1 km	0円/t																													
木 材	(有)徳島県産 ☆優良認定業者	徳島市津田海岸町2番00号 徳島市津田海岸町2番00号	8.0 km	10,000円/t																													
2. 工事関係図書	<p>◎上記の施工計画書には、「地下埋設物等の近接作業に関する事項」を設けること。</p>	<p>◎工事名 R2営繕 小松島高等学校 小・日開野 防球ネット改修工事</p> <p>◎図面名 特記仕様書1</p>	<p>●図面番号 A-01</p> <p>●縮尺 —</p> <p>一級建築士事務所 創和建築設計 徳島県南河野町住居76-3 Tel: 089-642-5062 一級建築士大臣登録 第90948号 棟頭 好雄 Fax: 089-642-4257</p>																														

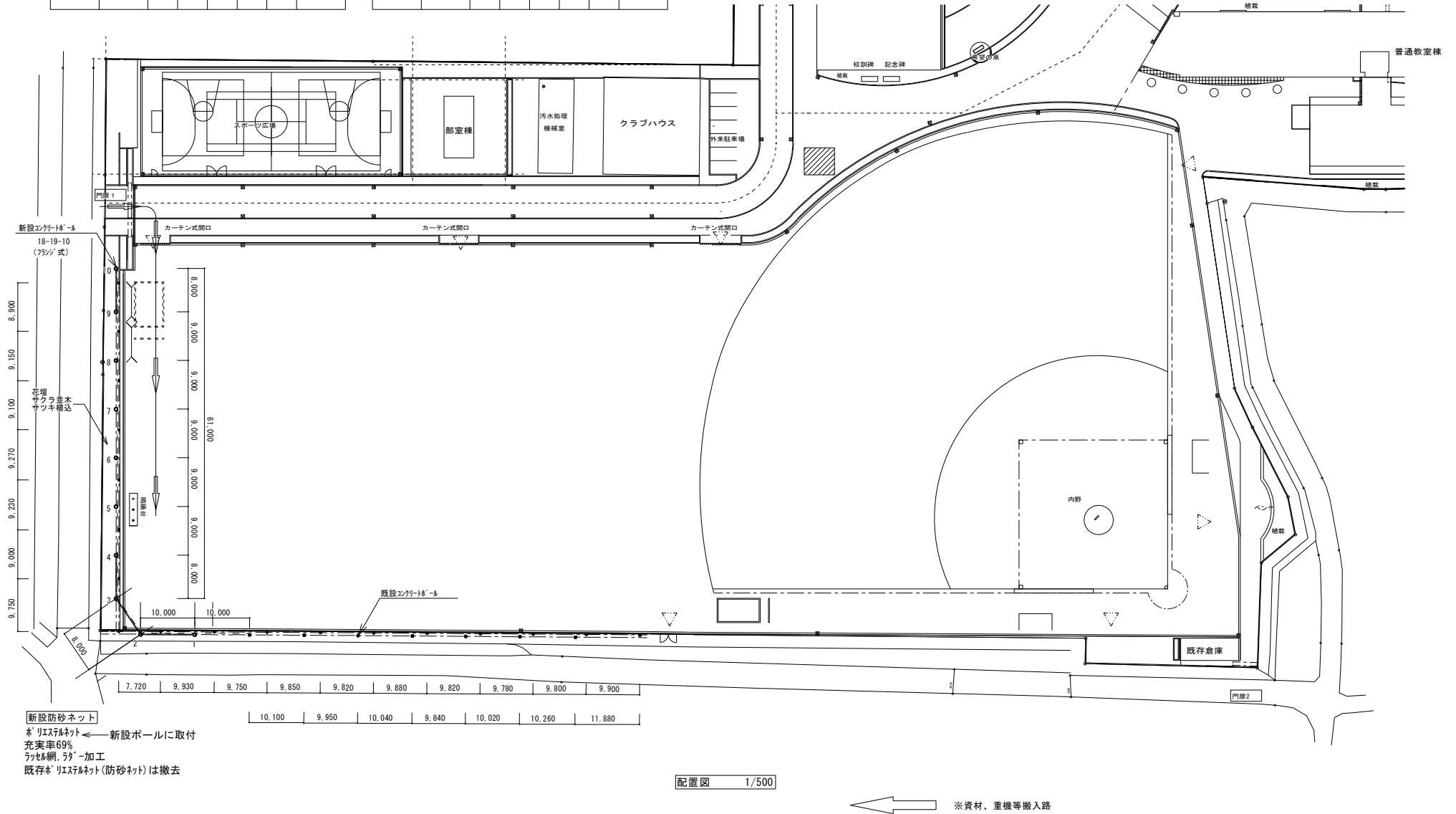
業 項 目	特 記 事 項	業 項 目	特 記 事 項	業 項 目	特 記 事 項																					
1章 一般共通事項	<p>5. 材料・製品等</p> <p>県内産資材(次のいずれかに該当するもの) ① 材料の主な成分を県内産出の原材料を使用している製品 ② 徳島県内の工場で加工、製造された製品 注1 部材、部品が県外産品であっても、県内の工場で加工、製造した製品(二次製品)であれば県内産資材として取り扱う。 注2 県内企業が県外に地地した工場(自社工場)で加工、製造した製品も県内産資材として取り扱う。 注3 公共建築工事標準仕様書等の関連する示方書等の基準を満たす資材、製品であること。</p> <p>◎県内産再生砕石の原則使用 受注者は、再生砕石を使用する場合、県内の再資源化施設(廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)第15条第1項に基づく許可を有する施設(同法第15条の2第5項に基づき変更の許可において同じ。))で製造された再生砕石を原則として使用しなければならない。</p> <p>◎受注者は、徳島県内に主たる営業所を有する者から調達した建材等(県内企業調達建材等)を優先して使用するよう努めなければならない。なお、県内企業調達建材等以外を使用する場合は、県内企業調達建材等を使用しない理由を記載した理由書を監督員に提出しなければならない。</p> <p>6. 施工</p> <p>◎工事現場監督は常駐できないので、経理など、その他打合せ決定を要する事項は、監督員の出向した時、又は施設整備へ問い合わせ、工事に連携のないようにすること。</p> <p>◎施工にあたっては、設計図書に従って忠実に施工すること。不都合な工法等を発生した場合は、工事が進行済みであっても根本的な手直しを命ずるので、注意して施工すること。手直し工事は、受注者の責任において実施し、それに要する費用は受注者の負担とする。</p> <p>7. 工事検査及び技術検査</p> <p>◎設計図書(各施工計画書を含む)に定められた工程が完了した時、報告書を出し、監督員の検査を受け、承諾を受けて次の工程に進むこと。</p> <p>◎試験等によらなければ、確認できない工事(製品)については、試験等計画書(施工計画書に記載)を提出し、監督員の承諾を受け試験を行い、その結果を報告し承認を得ること。</p> <p>◎次表により中間検査の対象工事となった場合は、原則として表の実施回数以上の中間検査を実施するものとする。ただし、工事検査員が認める場合は、一般入札工事に限り、これによらないことができる。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>当初請負対象額</th> <th>一般入札工事</th> <th>低入札工事</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>3千万円未満</td> <td>—</td> <td>1回</td> </tr> <tr> <td>3千万円以上5千万円未満</td> <td>—</td> <td>2回</td> </tr> <tr> <td>5千万円以上1億円未満</td> <td>1回</td> <td>2回</td> </tr> <tr> <td>1億円以上</td> <td>2回</td> <td>3回</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) 低入札工事とは、低入札価格調査工事の調査基準価格を下回って落札した工事という。 一般入札工事とは、低入札工以外工事という。</p> <p>◎中間検査の実施時期は、当該工事の工程を考慮し施工上の重要な時点で行うものとし、契約締結後速やかに監督員に報告すること。</p> <p>◎中間検査が部分払検査と同時期になる場合は、中間検査を省略することができる。</p> <p>◎基礎杭工事を含む工事については、請負対象額にかかわらず、基礎杭工事完了後、中間検査を実施する。</p> <p>8. 完成図書</p> <p>◎電子納品：対象</p> <p>◎提出書類 ・竣工図(製本3部、電子データ2部)(A3版) ・工事写真(写真帳1部(着手前、竣工)、電子データ2部) ・使用材料一覧表(4部(うち3部は竣工図表紙裏面に貼付)、電子データ2部) ・保全に関する資料</p> <p>◎竣工図は関係図面(データ資料)を修正して作成すること。 竣工図データは、関係図面(データ資料)を修正して作成し、PDF形式、SFC形式及びオリジナル形式をCD-Rに保存する。</p> <p>◎工事写真の電子データはしゅん工、着工前、資材、施工状況の順に整理する。 しゅん工写真については、工事目的物の状態が、また、資材、施工状況等については、不可視部分の出来形が写真で的確に確認できること。</p> <p>◎工事写真の撮影は、建設大臣官庁官庁審判部監修「営繕工事写真撮影要領」によること。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>サイ ズ</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>着 工 前</td> <td>カラー、手札版又はサービサイズ</td> </tr> <tr> <td>工 事 中</td> <td>カラー、手札版又はサービサイズ</td> </tr> <tr> <td>竣 工</td> <td>カラー、手札版又はサービサイズ</td> </tr> </tbody> </table> <p>◎工事完成撮影は、専門家に(よらない)ものとする。</p> <p>◎受注者は、建築工事を施工する場合、原則として「徳島県電子納品運用ガイドライン【建築工事編】」に基づいて調査、設計、工事などの各業務段階の最終成果を電子成果品として納品(以下「電子納品」という。)すること。</p> <p>9. 工事実績情報の登録</p> <p>◎受注者は、請負代金額が500万円以上の工事については、工事実績情報システム(コリンズ)に基づき、工事実績情報として、「登録のための確認のお願い」を作成し、監督員の確認を受けたのちに、次に示す期間内に登録期間に登録しなければならない。ただし、期間には、土曜日、日曜日、祝日等は含まない。 (1) 工事受注時 契約締結後10日以内 (2) 登録内容の変更時 契約変更締結後10日以内 (3) 工事完成時 工事完成後10日以内</p>	当初請負対象額	一般入札工事	低入札工事	3千万円未満	—	1回	3千万円以上5千万円未満	—	2回	5千万円以上1億円未満	1回	2回	1億円以上	2回	3回	区 分	サイ ズ	着 工 前	カラー、手札版又はサービサイズ	工 事 中	カラー、手札版又はサービサイズ	竣 工	カラー、手札版又はサービサイズ	<p>11. デジタル工事写真の小黒板情報電子化</p> <p>なお、登録内容の変更は、工期、技術者等に変更が生じた場合に行うものとし、請負代金額のみの変更の場合は、原則として登録を必要としない。</p> <p>◎登録後は速やかに、登録期間が発行する「登録内容確認書」を監督員に提出する。 なお、変更時と工事完成時の間が10日間に満たない場合は、変更登録を省略することができる。</p> <p>◎受注者は、デジタル工事写真の小黒板情報電子化の実施を希望する場合は、監督員の承諾を得たうえで、デジタル工事写真の小黒板情報電子化対象工事(以下、「対象工事」という)とすることができる。 ◎対象工事は、徳島県GALS/EGホームページ掲載の「デジタル工事写真の小黒板情報電子化の運用について(県土整備部)」に記載された全ての内容を運用することとする。</p>	<p>4章 防球ネット工事</p> <p>1. 使用材料</p> <p>◎コンクリートボールは選心カプレストレストコンクリートボールとし、日本工業規格表示認定工場製品(JIS A5 373 プレキャストプレストレストコンクリート製品)とする。 ・コンクリートボール 全長(m) 東口径(cm) ひび割れ試験荷重(kN) 18.0 19.0 10</p> <p>・防球ネット(ポリエステルネット) ・防球ネット(ポリエスチルネット) 目 合 より数 充率率69% 40.0mm 365T/56本 5分網、周端・中間付加工 40.0mm 1100T/18本 既存付加工付加工(防球付)は撤去</p> <p>・メッセンジャーワイヤー 38mm²(縦、横) 垂鉛メッキ付着量200g/m²以上 (JIS G 3537 1種A級)</p> <p>・メッセンジャーワイヤー(ブレース) 55mm² 垂鉛メッキ付着量230g/m²以上 (JIS G 3537 1種A級)</p> <p>・巻付グリッド 38mm²用 垂鉛メッキ付着量230g/m²以上 (JIS G 3506) 55mm²用 垂鉛メッキ付着量230g/m²以上 (JIS G 3506)</p> <p>・ジョイントビーム φ139.8×4.5t φ101.6×4.2t 溶融亜鉛めっき仕上げ付着量450g/m²以上 (JIS H 8641)</p> <p>・ターンバックル、バンド 付着量350g/m²以上 (JIS H 8641)</p> <p>・ワイヤーロープ 9φ (JIS G 3525)</p> <p>◎金物類の垂鉛メッキ付着量の検査は、溶融亜鉛メッキ試験方法(JIS H 0401)による工場試験証明書とする。(標仕表14.2.2)</p> <p>2. 施工</p> <p>◎建柱は、オーガーによる掘削とする。(県内建柱業者とする。)</p> <p>◎建設発生土の処理は(場内敷き均しとする)。 ただし、詳細な場所は施設管理者と協議すること。</p> <p>◎メッセンジャーワイヤーの端部は、生体が手を切らないようにビニールテープ等を巻くこと。(H=2,500まで)</p> <p>◎コンクリートボールは各社の仕様により精造調査を行い安全性を確認すること。 ・平均風速V=36m/s(建築基準法施行令第87条) ・相対風分3(建築基準法施行令第87条) ・土質・軟弱土質(C)(配電規格) ※「30t/m²」のある場合とない場合を検討すること。</p>
当初請負対象額	一般入札工事	低入札工事																								
3千万円未満	—	1回																								
3千万円以上5千万円未満	—	2回																								
5千万円以上1億円未満	1回	2回																								
1億円以上	2回	3回																								
区 分	サイ ズ																									
着 工 前	カラー、手札版又はサービサイズ																									
工 事 中	カラー、手札版又はサービサイズ																									
竣 工	カラー、手札版又はサービサイズ																									
3章 土 事	<p>1. 掘切り</p> <p>◎周辺の状況、土質、地下水の状態等に適合した工法を採用し、工事中の異常状況下、法面の滑動、その他による災害が発生しないよう、災害防止に必要な処置をすること。</p> <p>◎敷地内に埋設が予想される設備配管等について十分調査し、支障がないようにすること。</p> <p>◎掘切り底は、地盤をかく乱しないよう、手作業(深さ30cm程度)とするか、バケットに特殊アタッチメントを取りつけた機械掘りとする。なお、かく乱した場合は、自然地盤と同層以上の強度となるように適切な処置を定め、監督職員の承諾を受ける。</p> <p>2. 排水</p> <p>◎工事に支障を及ぼす雨水、わき水等は、適正排水溝、集水ます等を設置し、支障がないようにすること。</p> <p>3. 埋め戻し及び盛土</p> <p>◎使用土は当該工事現場の掘り出し土とし、機器により水はけよく締め固める。</p> <p>4. 地均し</p> <p>◎建物の周囲、幅2m程度を、水はけよく地均しを行う。</p> <p>◎地均しは、均しを行う地表面の不陸を修正し、草木の除去及び清掃をして、一様にかき均した後、仕上げ面を一様になじみ起こしをして、良質土をまきかけ、歩行に耐える程度に締め固める。</p> <p>5. 建設発生土の処理</p> <p>◎場内敷き均しとする。</p>	<p>6章 植 栽 工 事</p> <p>1. 一般事項</p> <p>◎土壌の水素イオン濃度指数(pH)の試験は(行う・<u>行わない</u>)。</p> <p>◎土壌の電気伝導度(EC)等の試験は(行う・<u>行わない</u>)。</p> <p>2. 植栽基準</p> <p>◎植栽基準整備工法は(A・B・C・<u>D</u>)種とする。</p> <p>◎土壌改良材は(適用する・<u>適用しない</u>)。 材料() 使用量()</p> <p>◎有効土層の面積及び厚さは図示による。</p> <p>◎樹木の樹種、寸法、株立数及び刈込みの図示による。</p> <p>◎植え込み用土は(現場発生土)・客土とする。 客土は()とする。</p>																								
徳島県土整備部 総務課	●工事名 R2宮橋 小松島高等学校 小・日開野 防球ネット改修工事	●図面番号 A-02	一級建築士事務所 創和建築設計	徳島市西町花園76-3 Tel: 089-642-5062																						
	●図面名 特記仕様書 2	●縮尺 —	徳島県知事登録 第11087号 一級建築士大臣登録 第90948号 緑田 好雄	Fax: 089-642-4257																						



徳島県土木整備部管轄課 ●工事名 R2 営繕 小松島高等学校 小・日開野 防球ネット改修工事 ●図面名 付近見取図、全体配置図	●図面番号 A-03 ●縮尺 1/667	一級建築士事務所 創和建築設計 徳島県知事登録 第11087号 一級建築士大抵登録 第90948号 鎌田 好康 徳島市日開野町花園76-3 Tel: 089-642-5062 Fax: 089-642-4257
-----------------------------------------------------------------------	-------------------------	-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

樹木撤去リスト							
記号	名称	規格			数量	単位	備考
		H	W	C			
伐採1	サクラ	4.5	2.0	0.6	5	本	
伐採2							

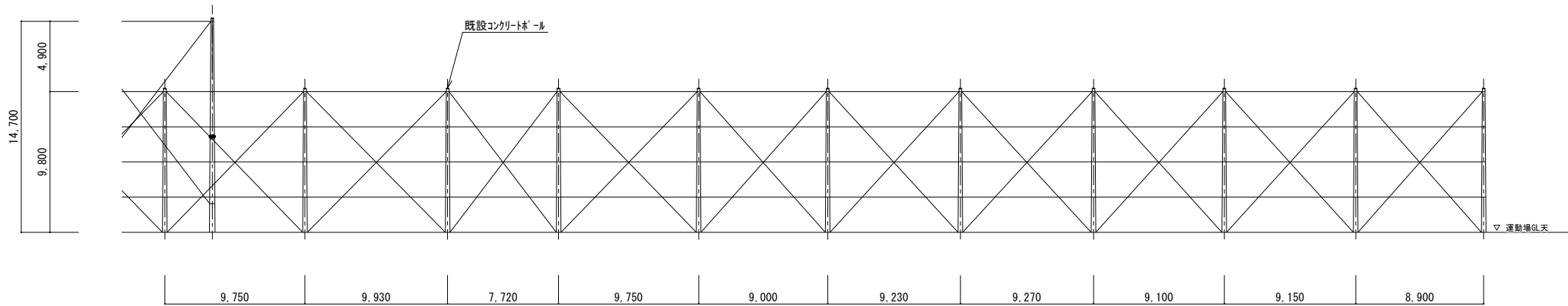
樹木植樹リスト							
記号	名称	規格			数量	単位	備考
		H	W	C			
植樹1	サツキ	0.4	0.5	—	30	本	ポール1本につきサツキ3本
植樹2							



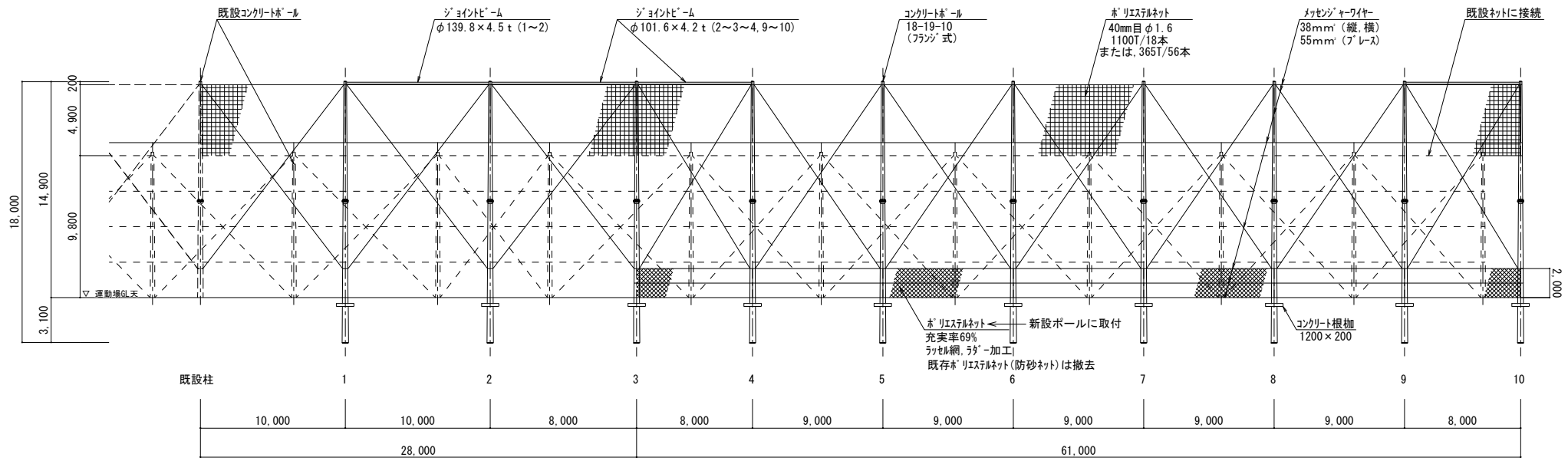
新設防砂ネット
 リエスネット ← 新設ポールに取付
 充実率69%
 ランセル網、ラダー加工
 既存リエスネット(防砂ネット)は撤去

配置図 1/500

徳島県土木整備部営繕課	●工事名 R2 営繕 小松島高等学校 小・日開野 防球ネット改修工事	●図面番号 A-04	一級建築士事務所 創和建築設計 徳島県知事登録 第11087号 一級建築士大抵登録 第90948号 鎌田 好康	徳島市西町南花園76-3 Tel: 089-642-5062 Fax: 089-642-4257
	●図面名 配置図	●縮尺 1/500		

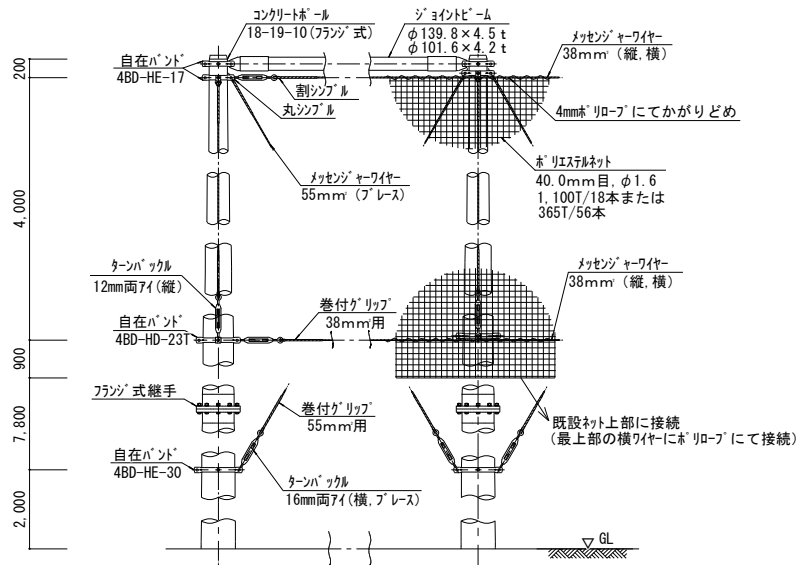


既設展開図 S=1/200

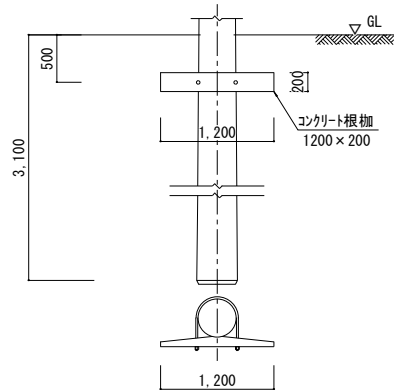


新設展開図 S=1/200

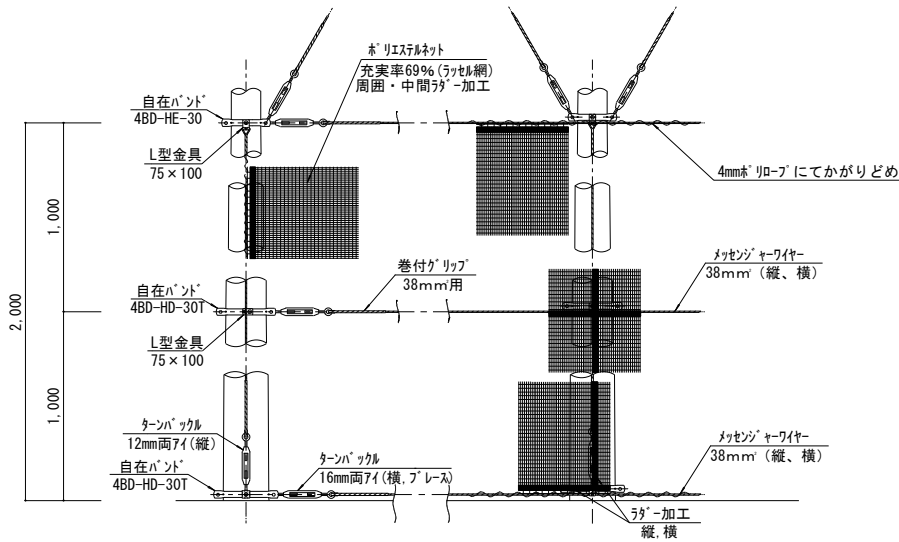
		徳島県県土整備部営繕課	●工事名 R2 営繕 小松島高等学校 小・日開野 防球ネット改修工事	●図面番号 A-05	一級建築士事務所 創和建築設計 徳島市国府町花園16-3
			●図面名 展開図	●縮尺 1/200	徳島県知事倉録 第11087号 Tel: 088-642-5062 一級建築士大臣倉録 第90948号 藤田 好康 Fax: 088-642-4257



ネット取付け詳細図 S=1/30



基礎詳細図 S=1/40



ネット取付け詳細図 (グラウンド内側) S=1/30

防風・防砂ネット

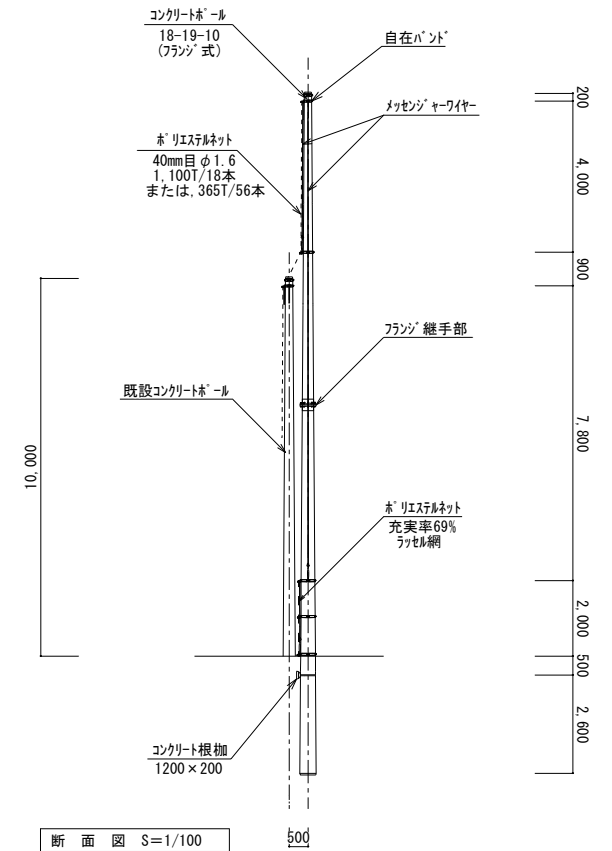
フランジ継手

接合施工手順 (ナット回転法による)

- ①高力ボルト取付け
- ↓
- ②1次締め付け作業
- ↓
- ③全数にマーキング (12本)
- ↓
- ④本締め付け作業 (120° ±30°)
- ↓
- ⑤目視検査 (全数)

接合施工管理者

- ・コンクリートボール製造メーカー現場代理人
- ・溶融亜鉛めっき高力ボルト施工管理技術者 (溶融亜鉛めっき高力ボルト技術協会認定技術者)



断面図 S=1/100

徳島県国土整備部営繕課	●工事名 R2 営繕 小松島高等学校 小・白開野 防球ネット改修工事	●図面番号 A-06	一級建築士事務所 創和建築設計 徳島市西野町花園76-3 徳島県知事登録 第11087号 Tel: 088-642-5082 一級建築士大原豊輔 第90948号 鎌田 幹康 Fax: 088-642-4257
	●図面名 詳細図	●縮尺 1/100, 1/40, 1/30	